【大阪府公報　平成24年3月28日　第3588号より抜粋】

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし

１ 大阪府特別職報酬等審議会からの答申等を踏まえ、特別職の報酬及び給料の額等について、所要の改正を行います。

(1) 知事等の給料月額等を改めるとともに、行政委員会委員等の報酬について日額による支給とし、これまでの取扱いとの均衡から月当たりの

上限額を８日分として設けます。

・知事 （月額）1,450,000円 → （月額）1,310,000円

・非常勤の行政委員会委員長等 （日額）38,000円

・非常勤の行政委員会委員等 （日額）32,000円

・附属機関委員報酬 （日額）10,700円 → （日額）9,600円 等

(2) 知事、副知事及び教育長の退職手当の支給割合を改めるとともに、特例減額の割合を当分の間50％とします。

・知事 60/100 → 20/100（特例減額後 10/100）

・副知事 45/100 → 20/100（特例減額後 10/100）

・教育長 30/100 → 20/100（特例減額後 10/100）

(3) 行政委員会委員等の報酬を日額とすることに伴い報酬の特例減額の割合を20/100から3/100に改めるとともに、附属機関委員の報酬に

ついて特例期間における減額後の報酬単価を改めます。

２ この条例は、平成24年４月１日から施行します。